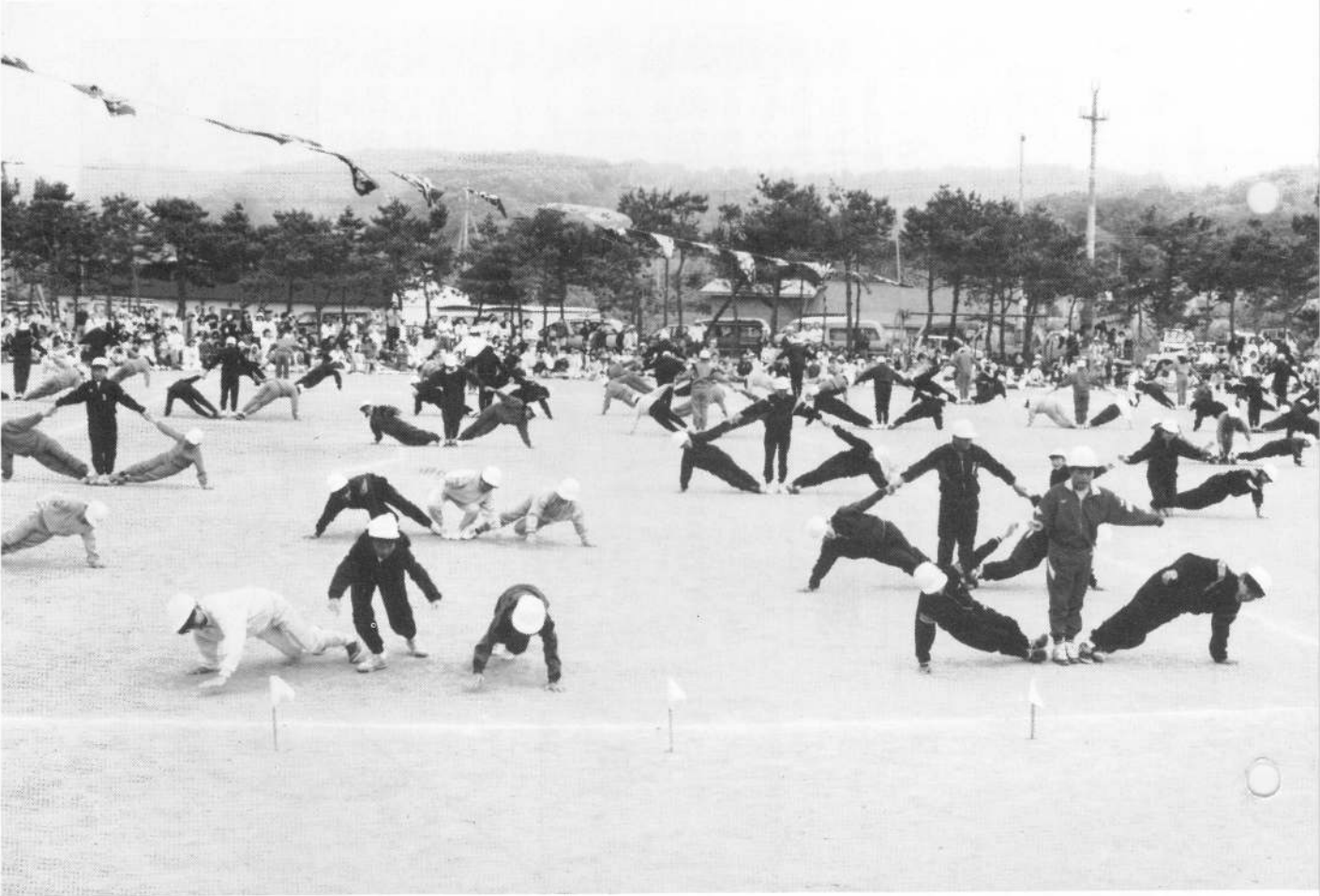


'91

6月号

No. 249号

わかやま



あなたの《知恵と特技》を預金して下さい

～鹿部町人材バンク（銀行）の設立～

人材バンク
（銀行）とは

町内には、あの人は「写真にかけては造詣が深い」「囲碁は有段者だ」「スポーツは万能だ」「歌はプロに近い」というようにそれぞれ特技といえるものを持つている人が多くいます。

又、その反面自分は「写真を習いたい」「囲碁を習いたい」という人も多くいます。そこで、教えることのできる人（学者のような立場でなく普通の指導ができる人）が鹿部町にどれだけ、どんな分野の指導が可能かということをお先ず調査したいと思います。

- 人材バンク（銀行）に指導者名と指導可能な分野を登録していただきます。
- 人材バンク（銀行）は、指導者を貸出し（習いたい人に）業務を行ないます。



預 金 者

登録の方法

自分の特技を登録していただきます。

※教育委員会社会教育課
Tel 0377-731-214

貸し出し業務

団体又はグループ等で何かを習いたい場合、人材バンクに講師派遣を依頼して下さい。

- 人材バンク（銀行）としては、登録された中から希望に合う人を派遣します。
- 講師料は全額人材バンク（銀行）で負担します。

人材バンク
（銀行）

登録
依頼

指導者
派遣

講師
派遣
要請

登録メ切り

準備の都合もありますので一応メ切りを次のとおりとします。

※平成三年七月三十一日



借りたい人
（習いたい人）

清潔で住みよいまちづくり



—資源を大切に—

資源ごみ（新聞・雑誌・空ビン）は集団回収の機会を利用しましょう。

まとまった資源ごみは、役場民生課へご連絡下さい。回収業者をご紹介します。

♠ごみの不法投棄は処罰される♠

最近街のいたるところでごみの不法投棄が目につきます。（例えば、出来潤の解体材捨て場付近、砂防林付近、大岩・宮浜の護岸周辺など、いたるところに見うけられます）

町では、区域内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めております。万一区域内において多少にかかわらずごみを不法に捨てた場合は、法律により厳しい罰則があります。

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第27条により罰則6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金〕
特にごみの不法投棄は国の行政指導により厳しく対処することとしております。

♣ごみは適正に処理しましょう♣

ごみの散乱は、人に不快感を与えたり、公衆衛生上の問題が生じます。つまり、ごみは適正に処理しなければ、害虫や伝染病の発生源となり、わたしたちの生活環境に悪影響を及ぼすことになります。

ごみは、ちょっとした注意と努力で街はきれいになります。

◇ごみとリサイクル◇

あなたの捨てようとしているごみの中身をここでもう一度見直してみませんか。よく調べてみると、まだ十分使える物や、回収すれば資源化できるものが少なくありません。つまり、ちょっとした注意と努力でごみはもっと大幅に減すことができるものです。

清潔で住みよい街づくりのためにも、限られた資源を有効に活用するという意味でも、わたしたち一人ひとりがごみに対する意識をもつことです。

家庭内から出る一般廃棄物（ごみ等）は各町内会で設置しているゴミステーションを利用しましょう。

収 集 日……燃えるごみ◇毎週 火・金曜日 燃えないごみ◇第2・第4の水曜日

♡清潔で住みよいまちづくりにご協力感謝いたします♡

★本別老人クラブの皆さん……国道278号線沿いの空き缶拾い奉仕活動

★全国拳闘クラブ鹿部ブロックの皆さん……道々大沼公園鹿部線沿いの空き缶拾い奉仕活動

★商工会婦人部の皆さん……三味線滝周辺の清掃奉仕活動

小学校運動会 6/2

素顔パトI

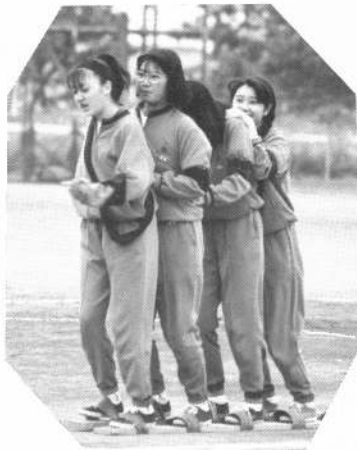
★地域別リレーから





中学校体育祭 5/26
見て下さい 子どもたちの素顔

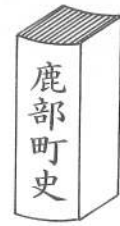
素顔パートII



(7)

広 報 し か べ





編集室だより

写真で見る鹿部町史

五月の末から中央公民館ホールで、第一回目で見る郷土歴史写真展を開催しています。鹿部小学校のアルバムにあった鹿部学校開校当時いわゆる明治十四、五年の記念写真や、漁業組合そして旧家幸盛田家、相沢家、山科家、大堀家などから提供や協力をいただいた貴重な写真史料を、編集室で（一部業者にも委託）複写して、このたび大きなパネルにした三十四点を公開しました。

このような古い写真が、まだまだ皆さんの家庭に保存されていると思いますので公民館の町史編集室へ電話でご一報くださればお伺いいたします。電話⑦3287

尋ね人

さて下段の写真について人の名、場所、いつ頃の写真かわかりません。この写真をご覧になって、手がかりになる情報の提供を待っています。



写真で今までにわかったことは、写した場所は昭和10年頃の組合の倉庫か市場らしい。スルメを沢山積んでいるのから、秋も末らしい。

写真展を見た方々から聞いたのでは、

上段右から (順不同)

畚松 本 菊次郎

小笠原 勇三郎

松本 作蔵

小沢 市郎

高村 定太郎

工藤 啓五郎

挽野 (？)

伊藤 源吉

山科 辰次

二段目右から

高高 橋 福太郎

松本 繁三郎

幸盛 田 (広正園の婆さん?)

(天満常雄か)

(木村梅太郎か)

修理 勇

三山内 福松

中段右から

能代 定四郎

進藤 由春

天松川 義一

松川 サダ

高村 艶子

前列中央

山内 忠次郎

前列

松川 政太郎

この一枚の写真に對しまして、町民の皆さまのご協力を重ねてお願いいたします。

健康へのページ

コーヒーと健康

飲み過ぎに注意



——コーヒーの成分と生理作用——

コーヒーの成分としてカフェインを中心にその生理的作用を考えると、カフェインの（薬局方における）1日の常用量は200～300mgで、コーヒー1杯（120～130ml）中に抽出されるカフェイン量は100～150mg程度なので1日2～3杯が常用量として適当とされます。

カフェインの生理的作用としては、利尿作用および中枢神経の興奮作用が知られています。また、コーヒーの中に含まれるカフェインを長期間、多量に摂取していると精神的依存や禁断症状を生じる可能性があることも報告されています。

——コーヒーの栄養成分について——

コーヒーの中には栄養補給を考えられるような栄養成分は含まれていません。煎茶や玉露などにはグルタミン酸、ビタミンCが存在し、場合によっては効力をもつと考えられますが、コーヒーには全く含まれていないといってよいでしょう。

——コーヒー飲用を避けたい人——

胃炎や胃かきようなど胃粘膜に障害のある人では、カフェインやタンニン類による粘膜への刺激ができません。肝機能に障害のある人では、肝臓のカフェイン処理能力が低下しているため悪影響が考えられるので、カフェインを含む飲料は避けたほうがよいです。妊婦の場合も肝臓におけるカフェインの処理能力が低下し、カフェインは容易に胎盤を通過するので、妊娠中のコーヒーの多飲は控えたほうがよいのです。

——コーヒーとこども——

成長期にあるこどもは、重要な器官が未熟ないし適応能力が低いので、主要諸器官（肝臓、腎臓、心臓、脳・神経など）が十分発達するまでは、これらの臓器に負担をかけるコーヒーのような飲料はできる限り避けるべきです。牛乳を飲ませるために、コーヒーを少量入れるとしても、少なくとも5～6歳を過ぎてからにしたいものです。

——砂糖のとりすぎには要注意！——

コーヒーには砂糖がつきものですが、砂糖をとりすぎると肥満の原因になったり、胃腸を荒らし肌を汚くしたりします。また、砂糖は骨のカルシウムまで奪い取り、骨をもろくし、折れやすくします。カルシウムが不足するとイライラしがちになります。とくに女性は、カルシウムが不足するとホルモンとの関係で、更年期障害が重くなるとも言われています。

缶コーヒー・缶ジュースには、1缶にスティックシュガーが5～6本も入っていますから飲み過ぎに注意しましょう。1缶はごはん約1膳分のカロリーがあります。

●飲み物・食品中カフェイン含量

食品名	種 別		カフェイン量
コーヒー	ペーパードリップ	130ml	110～150 (mg)
	バーコレーター	130ml	64～124
	インスタント	130ml	40～108
	デカフェ(カフェインレス)	130ml	2～ 5
紅茶	1分間抽出	130ml	9～ 33
	3分間抽出	130ml	20～ 46
	5分間抽出	130ml	20～ 50
	缶入り	300ml	22～ 36
緑茶	煎茶	100ml	22～ 29
	ほうじ茶	100ml	13～ 26
ウーロン茶		100ml	12～ 26

児童手当制度の改正

平成4年1月1日から実施

一人目のお子さんから受け取れます

子どもを健やかに産み育てるための環境づくりの重要な柱として、児童手当制度が改正されます。今回の改正では、いままで二人目のお子さんから支給されていた児童手当が、一人目のお子さんから支給されるようになります。

支給額は、一人目と二人目のお子さんが月額5千円、三人目以降のお子さんが月額1万円となります。支給期間も段階的に変更していき、最終的には、すべてのお子さんの支給期間が3歳未満となります。この改正は、平成4年1月1日から実施されます。

核家族化が進み、女性の社会進出が増え、出生率が低下している現在、子どもと家庭をめぐむ状況は大きく変化しています。こうした状況の変化を踏まえ、子どもを健やかに産み育て

るための環境づくりを、総合的に進めていくことが課題となっています。なかでも、子育ての経済的な支援を行う児童手当制度は、こうした環境づくりの重要な柱として位置づけられます。

世代と世代が互いに助け合う社会では、社会全体で将来を担う子どもたちを育てていくことが大切です。さらに、家庭で子どもを育てる機能が弱くなってきたため、育児に対して

より積極的な支援をしていくことが必要です。今回の児童手当制度の改正は、こうした世代と世代の助け合い、育児支援という考え方から行うものです。

月額で五千円で三歳未満まで支給されます

改正のポイントは、次のとおりです。

①一人目のお子さんから、児童手当を受けられるようになります(現在は二人目のお子さんから)。なお、一人目のお子さんに



ついては、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんから、新たに支給の対象になります。

②手当の月額額は、一人目と二人目のお子さんについて五千円、三人目以降のお子さんについては、一万円になります(現在は、二人目のお子さんについて二千五百円、三人目以降のお子さんについては五千円)。

③手当を受け取ることができるよう

期間は、三歳未満までとなります(現在は小学校入学前)。児童手当の支給期間を三歳未満とするのは、次のことを考慮したからです。

(ア)子どもが乳幼児の間は、人間形成として特に重要な時期であり、育児に手がかり、子育てに専念しなければならぬことが少なくないこと。

(イ)乳幼児や年少の幼児を養育する家庭は、両親とも年齢が若い場合が多く、収入が低い時期と考えられること。

●改正の主な内容●

	現 行	改 正 後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	小学校入学前	3歳未満
支給額	第1子	5,000円(月額)
	第2子	2,500円(月額)
	第3子以降	5,000円(月額)
		10,000円(月額)

支給期間の変更のため平成六年一月まで段階的に実施

新しい制度が実施されるのは、平成四年一月一日からですが、支給期間の変更に伴い、すでに手当を受けている家庭に配慮して、しばらくは次のような措置が設けられます。

●平成四年1～12月
一人目については、平成三年

一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、五歳未満のお子さんが支給の対象になります。

●平成五年1～12月
一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、

の六月中に、現況届を提出する必要があります。

詳しくは、最寄りの市区町村の窓口にお問い合わせください。



四歳未満のお子さんが支給の対象になります。

●平成六年一月以降
三歳未満のすべてのお子さんが、支給の対象になります。

また、今回の改正に伴い、新たに支給の対象となる一人目のお子さんをおもちの家庭は、前もって今年の十一月から申請することができまます。なお、現在手当を受けている家庭は、今年

環境にやさしい 企業活動の 推進について

○ 環境月間 ○

五月二十八日から七月五日
までを「環境月間」として、
公害の防止や自然の保護など、
環境の保全をより一層推進す
る期間としております。

工場、事業場（所）の皆様、
この期間中に、次のことを実
施して、「環境にやさしい企
業活動の推進にご協力くださ
い。

- 1 古新聞やミスコピーなど
の古紙や、リサイクルで
きるものは、捨てずに回
収して、廃棄物の減量と
資源の再利用を考える。
- 2 地域の美化清掃運動に参
加して、地域と一体とな
って環境整備を行う。
- 3 公害の発生施設や公害防
止施設の自主点検をする。
- 4 排出ガス、排出水の自主
測定を実施する。
- 5 工場構内の環境を整備す
る。（植樹・清掃など）

北海道渡島支庁

← 計量制度100年記念懸賞作品募集 →

募集の内容 計量制度100年にちなんで、生活・文化・産業経済・科学と計量との関連を取り挙げて、今後の望ましい姿、強調すべき点等を端的に表現するもの。

例えば、国民の計量意識の高揚、計量器の適正使用、正量取引の推進、単位価格表示の励行、産業経済における計量計測の重要性等を取り挙げたものが考えられますが、内容は自由です。

主催 通商産業省、計量制度100年記念事業協議会 **後援** 文部省

応募区分 標語及びポスター **締切日** 標語 7月15日 **ポスター** 9月7日

応募資格 標語：小学校の部、中学校の部、一般の部
ポスター：小学生の部、中学生の部

応募条件 標語は長短自由・はがきに1枚1句
ポスターは、B3（515mm×364mm）タテ長、5色以内とし、「計量制度100年」の文字は必ず書き入れること。そのほかに適宜の標語、スローガン等を入れるか入れないかは自由。

応募の方法 応募作品は、下記の宛先へ送付して下さい。
〒005 札幌市南区川沿5条1丁目21番 北海道計量検定所 指導課指導係

入選の発表 標語は9月初旬、ポスターは10月中旬頃に本人又は学校宛通知する予定です。

入選作品展示 東京都庁舎内（予定）

賞状及び副賞 最優秀賞各1点、優秀賞各数点、佳作各数点

応募作品の返却 応募された作品は原則として返却いたしません。

表彰 最優秀賞受賞者等に対しては、通商産業大臣等から表彰する予定です。

入選作品の著作権 入選作品の著作権は計量制度100年記念事業協議会に帰属します。

サマージャンボ宝くじ 1等+前後賞 あわせて1億円 7月23日から予約受付



○ 鹿部建設業協会（会長 吉康郎氏 会員二十二名）より
鹿部町交通安全推進委員会へ
交通安全運動推進事業にお役
立てくださいと三十万円の寄
付がありました。

○ 桜田武雄さん（字宮浜）よ
り役場前庭にオシロ
○ 船橋俊雄さん（字宮浜）よ
り鹿部公園にツツジ
○ 鹿の湯伊藤さん（字鹿部）
より公園池に鯉
の寄贈がありました。

→ 寄贈
→ 寄付のお礼

幼稚園農場

自然とのふれあい活動

おとうさん おかあさん

イモまきしたよ!

以前は、仕事の合間に家族総出で畑を耕しイモやトウキビを植えたのですが、養殖漁業の進展により、年から年中海上作業があるため、鹿部で畑を作っている人は本当に少なくなりました。

自然とのふれあいが叫ばれている昨今、子どもたちが遊ぶ場所は公園に造られた遊具や水辺に限られ、本当の意味での自然とのふれあいはこれではいのかと考えさせられます。

幼稚園では園児に自然とのふれあいを通して、作るよろこびを体験させるため、秋の収穫を期待して五月二十日、年長組七十名によるイモまきが行われました。このイモは、喜茂別町の西村忠雄さんより無料提供を受けた男爵イモ五鈴で、小さな手に小さなシャベルを持ち、先生達が耕したうねにひとつずついねいに植え土をかけておりました。

幼稚園ではカボチャと豆類そして鑑賞用のジャンボカボチャも植え、秋には給食の時間に皆で食べることを楽しみにしております。

幼稚園農場はゴミ捨て場に行く途中にありますので、もし、いたずらをしているような人々がありましたら注意して下さい。



発行/鹿部町 ■ 編集/企画管財課 ■ 製作/久保内印刷



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

平成3年5月31日現在
()は前月比です。

世帯数	1,459世帯 (-4)
男	2,498人 (+4)
女	2,524人 (+6)
計	5,022人 (+10)

戸籍の窓



勤労青少年の日
(7月20日)

氏名	船木将人
父	正巳
住所	鹿部

氏名	政坂健斗
父	裕之
住所	鹿部

氏名	吉田実
父	直行
住所	鹿部

氏名	米田弘樹
父	孝司
住所	鹿部

氏名	三浦恭幸
父	重雄
住所	鹿部

氏名	高本翔太
父	弘
住所	鹿部